

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

産業振興部 農業振興課

許認可等の内容		道の駅にしかた特別設備の承認
根拠法令等及び条項		道の駅にしかた条例第9条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	日
審査 基準	根拠条項	道の駅にしかた条例第9条
	参考事項	
	設定等年月日	平成23年 9月 2日設定 平成29年 3月23日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>1 道の駅にしかたの特別の設備等の承認（条例第9条）</p> <p>(1) 利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、特別の設備をし、又は備付け以外の器具を使用するときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。</p> <p>(2) 前項の規定により、特別の設備をし、又は備付け以外の器具を利用する場合に生じる費用は、利用者の負担とする。</p>	